

吹田市総合計画策定委員会設置要領

制 定 平成 4 年 5 月 2 0 日
最近改正 平成 2 3 年 7 月 6 日

(設置)

第 1 条 本市の総合計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る総合調整に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、別表に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は政策推進部担当副市長をもって充て、副委員長は委員長以外の副市長、水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 6 条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、策定委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第 7 条 作業部会は、策定委員会委員長が指名する職員及び公募による 3 9 歳以下の職員をもって組織する。

- 2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(各部総合計画検討会議)

第8条 職場の意見を集約、調整し、素案の検討の場として、各部に総合計画検討会議を置く。

2 各部総合計画の運営に関する事項は、各部の総合計画検討会議設置基準にて定める。

(専門研究員)

第9条 委員長は、策定委員会の所掌事務に関する専門的な事項について指導及び助言を得るため、専門研究員若干人を委嘱することができる。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、政策推進部政策推進室において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月6日から施行する。

別表

| |
|------------|
| 副市長 |
| 水道事業管理者 |
| 病院事業管理者 |
| 教育長 |
| 政策企画部長 |
| 総務部長 |
| 政策推進部長 |
| 財務部長 |
| 自治人権部長 |
| 市民文化部長 |
| 産業労働にぎわい部長 |
| 児童部長 |
| 福祉保健部長 |
| 環境部長 |
| 都市整備部長 |
| 建設緑化部長 |
| 下水道部長 |
| 危機管理監 |
| 市民病院事務局長 |
| 会計管理者 |
| 消防長 |
| 学校教育部長 |
| 地域教育部長 |
| 体育振興部長 |
| 教育監 |